

西宮市いのしし餌やり禁止条例

(平成24年12月28日)
(西宮市条例第31号)

沿革

平成27年3月25日 条例49号〔1〕

(目的)

第1条 この条例は、いのしし（野生のものに限る。以下同じ。）に対する餌やりを禁止することにより、いのししがいたずらに人に慣れ、住宅地等及びその周辺の地域に出没することを防止し、もって人の生命、身体及び財産に対する安全を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 市民等 市民及び市内で活動するものをいう。

(2) 餌やり 食物（食物となる可能性のあるものを含む。）を与え、又はみだりに捨てることをいう。

(3) 住宅地等 住宅地及び農地をいう。

(市の責務)

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、広報活動等を通じて市民等の啓発に努めるものとする。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、第1条の目的を達成するため、必要な活動を行うよう努めなければならない。

(禁止区域の指定等)

第5条 市長は、いのししに対する餌やりにより、いのししが頻繁に出没するおそれがあると認められる住宅地等及びその周辺の地域を禁止区域として指定することができる。

2 市長は、前項の規定により禁止区域を指定しようとするときは、当該地域の住民その他地域の関係者の意見を聴かななければならない。

3 市長は、第1項の規定により禁止区域を指定したときは、その旨及びその区域を告示するものとする。

4 市長は、必要があると認めるときは、第1項の規定により指定した禁止区域を変更し、又はその指定を解除することができる。

5 第2項及び第3項の規定は、前項の規定により禁止区域を変更し、又はその指定を解除する場合について準用する。

(餌やりの禁止)

第6条 何人も、禁止区域内においては、いのししに対する餌やりをしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第9条第1項の規定による許可を受けて、いのししの捕獲等をしようとする場合

(2) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第11条第1項の規定によりいのししの捕獲等をしようとする場合

(3) その他正当な理由があると市長が認める場合

〔1〕

(違反者に対する勧告)

第7条 市長は、前条の規定に違反している者に対し、いのししに対する餌やりを中止するよう勧告するものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

付則（平成27年3月25日西宮市条例第49号〔1〕西宮市手数料条例及び西宮市いのしし餌やり禁止条例の一部を改正する条例2条による改正付則）

この条例は、平成27年5月29日から施行する。